介護老人福祉施設　筑波キングスガーデン　利用料金表

介護保険負担割合が、1割負担の場合の計算表です。ご自分の介護保険負担割合証をご確認下さい。

2026年8月1日

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
A 施設サービス費・加算	①介護福祉施設サービス費（Ⅱ）多床室（要介護度別）　（単位）	589	659	732	802	871
	②日常生活継続支援加算（Ⅰ）　（単位）	36	36	36	36	36
	③看護体制加算（Ⅰ）ロ　（単位）	4	4	4	4	4
	④看護体制加算（Ⅱ）ロ　（単位）	8	8	8	8	8
	⑤夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ　（単位）	13	13	13	13	13
	⑥個別に応じた加算　下記のC(a表)の30日あたりの総単位数	a	a	a	a	a
	⑦介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（単位）（①～⑥の総単位数×16.3%（端数四捨五入）※右記数値はa表の反映無し。	3179	3521	3878	4220	4557
	30日あたりの総単位数　※C(a表)の単位は含んでいない合計を表しています。	19500	21600	23790	25890	27960
	地域区分単価（７級地　3%）１単位10.14円　（①～⑦の総単位数に乗じる（端数切り捨て）	1単位10.14円	1単位10.14円	1単位10.14円	1単位10.14円	1単位10.14円

B 居住費・食費を含めた金額（個別加算aは除きます）	世帯全員が市町村民税非課税	生活保護者 老齢福祉年金受給者等	利用者負担 第１段階	⑧居住費	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
				⑨食費（基準費用額¥1,545）	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300
				1ヶ月あたり（30日）の自己負担合計額 ⑥個別加算 C(a表)の合計を除く	¥31,995	¥34,472	¥37,055	¥39,531	¥41,972
		年金収入等 80万円以下の方	利用者負担 第２段階	⑧居住費	¥430	¥430	¥430	¥430	¥430
				⑨食費（基準費用額¥1,545）	¥390	¥390	¥390	¥390	¥390
				1ヶ月あたり（30日）の自己負担合計額 ⑥個別加算 C(a表)の合計を除く	¥47,595	¥50,072	¥52,655	¥55,131	¥57,572
					（ 22,679 ）	（ 25,121 ）	（ 27,668 ）	（ 30,110 ）	（ 32,517 ）
		年金収入等80万円超120万円以下の方	利用者負担 第３段階 ①	⑧居住費	¥430	¥430	¥430	¥430	¥430
				⑨食費（基準費用額¥1,545）	¥680	¥680	¥680	¥680	¥680
				1ヶ月あたり（30日）の自己負担合計額 ⑥個別加算 C(a表)の合計を除く	¥56,295	¥58,772	¥61,355	¥63,831	¥66,272
		年金収入等120万円超	利用者負担 第３段階 ②	⑧居住費	¥530	¥530	¥530	¥530	¥530
				⑨食費（基準費用額¥1,545）	¥1,420	¥1,420	¥1,420	¥1,420	¥1,420
				1ヶ月あたり（30日）の自己負担合計額 ⑥個別加算 C(a表)の合計を除く	¥81,495	¥83,972	¥86,555	¥89,031	¥91,472
	上記以外の方		利用者負担 第４段階	⑧居住費	¥915	¥915	¥915	¥915	¥915
				⑨食費（基準費用額¥1,545）	¥2,045	¥2,045	¥2,045	¥2,045	¥2,045
				1ヶ月あたり（30日）の自己負担合計額 ⑥個別加算 C(a表)の合計を除く	¥111,795	¥114,272	¥116,855	¥119,331	¥121,772

年金収入等：公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額。

2026年8月1日

C個別に加算 a表	初期加算　（単位）	新規入所または、入院（1ヶ月以上）後につき加算。30日以内に限り、一日あたり。		30
	安全対策体制加算　（単位）	入所時に、1回のみ算定。		20
	外泊時費用（単位）	1ヶ月に6日を上限として加算。但し月をまたぐ場合には最大で12日間加算。居住費も同時に負担することになります。		246
	療養食加算（単位）	医師の指示に基づき療養食を提供した場合に加算。　1回(食)あたり、6単位。		6
	栄養マネジメント強化加算(単位)	栄養管理基準を満たした場合に加算。一日あたり。		11
	再入所時栄養連携加算　（単位）	医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別職等を必要とする場合に加算。月あたり。		200
	退所時栄養情報連携加算　（単位）	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者又は低栄養状態にあると医師が判断した者につき、管理栄養士が情報提供。		70
	経口維持加算(Ⅰ)（単位）	経口食事摂取を計画し、行った場合に加算。月に1回の算定。		400
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）（単位）	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に加算		4
	若年性認知症利用者受入加算（単位）	若年性認知症利用者が該当。一日あたり。		120
	認知症行動・心理症状緊急対応加算（単位）	医師診断に基づき7日を限度に加算		200
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）（単位）	月ごとに算定　2026年3月1日より算定		120
	排せつ支援加算　（単位）	加算(Ⅰ)　排せつに介護を要する方への支援を行った場合に加算。月あたり。		10
		加算(Ⅱ)　排尿便状態一方の改善有り・悪化無し。又は、おむつ使用有→無し。月あたり。		15
		加算(Ⅲ)　排尿便状態一方の改善有り・悪化無し。且つ、おむつ使用有→無し。月あたり。		20
	褥瘡マネジメント加算（単位）	加算(Ⅰ)　褥瘡に関する評価・計画・管理・記録の実施。一日あたり。		3
		加算(Ⅱ)　褥瘡に関する評価・計画・管理・記録の実施。褥瘡の発生がない場合。一日あたり。		13
	口腔衛生管理加算（単位）	加算(Ⅰ)　計画的な口腔衛生の管理を行った場合に加算。月あたり。		90
		加算(Ⅱ)　計画的な口腔衛生の管理を行った場合に加算。厚労省への情報提出実施。月あたり。		110
	科学的介護推進体制加算（単位）	加算(Ⅰ)　厚労省へ心身状況等に係る基本情報を提出。月当たり。		40
		加算(Ⅱ)　厚労省へ心身状況等に係る基本情報・疾病状況を提出。月当たり。		50
	自立支援促進加算（単位）	医学的評価に基づくリハビリ、日々の過ごし方へのケアを実施。月あたり。		280
	ADL維持等加算（単位）	加算(Ⅰ)　ADLの維持に対する評価を行う。6か月目の評価。ADL利得１以上。月あたり。		30
		加算(Ⅱ)　ADLの維持に対する評価を行う。6か月目の評価。ADL利得２以上。月あたり。		60
	個別機能訓練加算（単位）ⅠⅡⅢの併算定。	加算(Ⅰ)　計画的な個別機能訓練を行った場合に加算。一日あたり。		12
		加算(Ⅱ)　計画的な個別機能訓練を行った場合に加算。厚労省への情報提出実施。月あたり。		20
		加算(Ⅲ)　個別機能訓練、口腔の健康状態の情報、栄養状態の情報を共有。月あたり。		20
	在宅サービス利用費用　（単位）	居宅における外泊時に、施設からの在宅サービスを利用した場合に加算。(月6日限度)		560
	在宅・入所相互利用加算　（単位）	在宅期間・入所期間を予め設定し、利用した場合に加算。		40
	配置医師緊急時対応加算　（単位）	配置医師が、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行った場合に、1回ごとに加算。	早朝・夜間	650
			深夜	1300
	協力医療機関連携加算	協力医療機関と施設が、同意を得て、入所者の情報共有の定期的会議を行っている場合に加算。月あたり。		50
	精神科医師定期的療養指導	精神科医師による療養指導を受け、記録を保管致します。一日あたり。		5
	看取り介護加算(Ⅱ)（単位）	医師が終末期にあると判断した上で、本人又は家族の同意の下に看取り介護を行ない、施設で死亡の場合に、30日を上限として加算	① 死亡日以前31～45日	72
			② 死亡日以前4～30日	144
			③ 死亡日前日、前々日	780
			④ 死亡日	1580
	退所時等相談援助加算（単位）	退所前訪問相談援助加算　月あたり		460
		退所後訪問相談援助加算　月あたり		460
		退所時相談援助加算　月あたり		400
		退所前連携加算　月あたり		500
		退所時情報提供加算　月あたり		250
	特別通院送迎加算(単位)	透析を要する方、月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に算定。		594
	新興感染症等施設療養費(単位)	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、医療機関の確保。感染対策した上で介護サービス実施。連続5日上限。		240

その他	居室調整額	外泊・入院7日目より算定されます。（日額）	¥915
	日常費用受入・支払代行費	預り金管理費用、日常生活費用、各種行政上支払い等代行を行います。（月額）	¥3,000
	出張による理美容ｻｰﾋﾞｽ	理美容師による、散髪。	¥2,000

ご利用料合計額は、上記の表、**「A+B+C(a表)+その他」の総額**となります。　オモテ面の表の合計金額に、(個人別に異なる)加算分C(a表)が加えられる事になります。

※ご利用料は、原則、口座引き落としです。常陽銀行が指定銀行です。

※要介護１および要介護２は、特例入所に該当した場合のみ、入所することができます。